

18 困難な問題を抱える女性への支援

1 困難な問題を抱える女性への総合的な支援

【提案内容】

提出先 内閣府、こども家庭庁、厚生労働省

困難な問題を抱える女性への支援が、全国一律の水準で恒久的・安定的に提供可能となる措置を国が講じること。そのために、各地方自治体の対応に必要な人材確保・育成のための財政措置を行うとともに、国が実施する女性相談支援員の質の向上のための研修の充実を図ること。

また、女性相談支援員が、幅広い困難を抱えた女性に切れ目ない支援を実施するため、相談・支援記録や統計データの作成を効率化し、関係機関との連携に資するよう、国として全国統一で女性支援のためのシステムを構築すること。

さらに、困難な問題を抱える女性をできるだけ生み出さないため、また、早期に支援につながるための教育及び啓発を強化すること。

◆現状・課題

令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、「女性支援法」）が施行され、これまでの婦人保護事業から大幅に支援対象が拡大された。

困難な問題を抱える女性は、複合的な課題を抱えている方も多く、その回復には長い時間がかかることもあることから、支援が安定的・継続的に行われる必要がある。

女性相談支援員の設置は、都道府県には義務付けられているが、市町村は努力義務に留まっていることから、全ての市町村において女性相談支援員の配置促進が必要である。困難な課題を解決するため、都道府県を含めた女性相談支援員の常勤配置や、支援員の資質の向上が不可欠である。

また、女性支援においては、DV、生活困窮、子どもの養育、精神的な課題等、多様化、複合化、複雑化していく課題に対応するため、女性支援法の施策のみならず、関連施策との連携、更には他自治体との連携が必須であるが、現在は統一化した相談・支援記録の管理方法が確立されていないため、連携の際の情報共有に時間がかかるうえ、女性相談支援員が記録作成や統計等の事務作業に時間を取られ、相談対応の時間が圧迫されるなど非効率な状況にある。女性支援法が掲げる切れ目のない支援及び最適な支援を提供するためには、他施策及び県内自治体間のみならず都道府県間での広域的な連携、支援ケースの情報共有及び統計データの作成・分析が必要であることから、生活保護等と同様に、個人情報保護が確立された、国として統一的なシステムが必要である。

加えて、女性支援法において、関係機関との連携した支援が規定され、支援対象者へのアウトリーチ等、早期発見への取組を進めることも求められており、困難な状況に陥る前からの教育や啓発の強化が必要である。

◆実現による効果

地方自治体の支援体制が充実することにより、女性が困難な問題を抱えてしまったときに、全国どこにいても支援の手が差し伸べられるような体制を整えられ、関係機関とスムーズに連携して当事者の意思と状況に応じた最適な支援を行うことができる。

女性支援法で拡大された支援対象者の早期対応が可能になるとともに、医学的又は心理学的な支援をはじめ、きめ細かい支援を行うことができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)

2 女性のニーズに応じた多様な支援体制の整備

【提案内容】

提出先 内閣府、こども家庭庁、厚生労働省

困難な問題を抱えた女性が、その意思を尊重されながら適切な支援を受けるために、社会とのつながりを持ちながら自立支援を受ける施設や、在宅での支援を希望する当事者の通所型支援といった、現代女性のニーズに対応する新たな支援を行うため、地域の状況に応じた支援が可能となるよう、女性支援への国庫補助要件の多様化及び緩和や、地方自治体が利用しやすい制度改正及び財政措置を行うこと。

また、2年後の女性支援法の見直しに向けて、配偶者暴力被害者をはじめとする所在地の秘匿の必要性が高い場合と、地域に開かれた社会生活等が重要である場合、それぞれに適切な支援を提供できるよう、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準の緩和など、女性自立支援施設の在り方について検討を進めること。

◆現状・課題

従来の婦人相談所・婦人保護施設は、入所者と施設の安全を確保するため、所在地を秘匿しているほか、通信機器の使用禁止や施設からの通勤通学ができないなど、DV加害者等からの追及の危険を防ぐルールを設けざるを得なかった。

女性支援法では、困難な問題を抱えた女性が、その意思を尊重されながら、抱えている問題、心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが規定されている。

居所の秘匿の必要がない当事者が、社会とのつながりを絶つことなく自立支援を受けることができる施設や、在宅での支援を希望する当事者への通所型支援など、多様な支援体制の整備が求められている。

そのため、民間と連携するなどの方法で多様な受入体制を整えることで、必要な方に支援が行きわたるようにするため、国庫補助要件を多様化、弾力化するなど、柔軟に活用しやすい財政措置が必要である。

また、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準は、食堂や調理室が必置であるなど共同生活を前提としたものとなっているため、地方自治体及び社会福祉法人が現代の女性のニーズに柔軟に対応し、地域の実情に合わせた女性自立支援施設を設置可能とするよう基準を見直す必要がある。

◆実現による効果

地域の実情に応じて、多様な支援体制を整備することができるようになり、困難を抱える女性の意思を尊重した支援の充実が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)

3 困難な問題を抱える女性の支援を行う民間団体への支援

【提案内容】

提出先 内閣府、こども家庭庁、厚生労働省

困難を抱える女性の支援を行う民間団体の運営基盤の安定強化を支援するため、一時保護委託料の増額と、継続的な財政的支援の充実を図ること。

その際、人的に脆弱な民間団体の負担を軽減するため、内閣府と厚生労働省において実施している民間団体向け補助事業の一本化を図るとともに、申請にかかる手続を簡素化すること。

また、女性支援を担う民間団体が、継続して支援できる体制とするため、民間団体が行う支援を社会福祉法上の社会福祉事業として位置付けるとともに、報酬制度を導入するなど安定的な財政基盤を確保できるよう検討すること。

◆現状・課題

多様な困難を抱えた女性を支援するためには、柔軟性のある支援や、蓄積された知見などの強みを持つ民間団体との連携が不可欠であるが、一時保護委託料は実績払いであるため、委託者がいない期間の施設維持が団体の自己負担になっている。

さらに、現在、内閣府の「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金」と厚生労働省の「官民協働等女性支援事業」において民間団体への補助事業が可能であるが、女性支援を行う民間団体の多くはDV被害者支援を併せて行っており、多くの団体は小規模で事務作業を行う人員が不足し、複数の補助金の申請にかかる事務作業により支援に割く時間が削られるなど、大きな負担となっている。

民間団体は人的にも財政的にも脆弱な基盤で活動していることから、民間団体の活動の継続性が担保できるよう、制度を構築する必要がある。

また、現在女性支援事業では女性自立支援施設のみが社会福祉事業として位置付けられているが、多様で複雑化した困難を抱える当事者の意思を尊重し切れ目ない支援を行うためには、様々な特色を持った民間団体が行う支援（アウトリーチ、相談、居場所の確保、自立支援、ステップハウス、アフターケア等）が必要不可欠であるため、安定した事業実施を支える必要がある。

◆実現による効果

民間団体の社会的基盤が強化され、団体への財政的支援が充実し、補助金申請に関する事務が軽減されることにより、困難を抱える女性へのきめ細かい支援の充実が安定的に図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)

4 一時保護期間中の医療制度の整備

【提案内容】

提出先 内閣府、こども家庭庁、厚生労働省

一時保護期間中の医療費について、生活保護の申請中等であっても速やかに医療を受けられる制度を整備し、必要な財政的措置を講じること。

◆現状・課題

困難な問題を抱える女性への支援においては、予期せぬ妊娠など女性特有の事情があり、医療との連携は不可欠である。しかし、DV被害者等は加害者からの追及の危険があり、加害者が健康保険の加入者で、被害者がその被扶養者であることが多い。健康保険組合の手続で加入者に情報が漏れないようにする制度があるとはいえ、保険者にその制度が浸透しているとは言えず、一時保護中に健康保険証を使用して受診することで加害者に居場所などの情報が漏れるおそれが払しょくできないため、生活保護医療扶助の活用に頼っているが、生活保護決定までに時間がかかる場合や、在留資格の内容によって生活保護が適用されない外国人など、受診に支障が生じている。

一時保護中にかかる医療費については、シェルターが通過施設であること等を鑑み、一時保護の期間は女性相談支援センターで生活保護法の「医療券」に準じた物を発行するなど新たな制度が必要である。

◆実現による効果

一時保護中であっても、困難を抱える女性が安心して医療機関にかかることができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)

5 「つながりサポート型」事業の継続・交付金措置

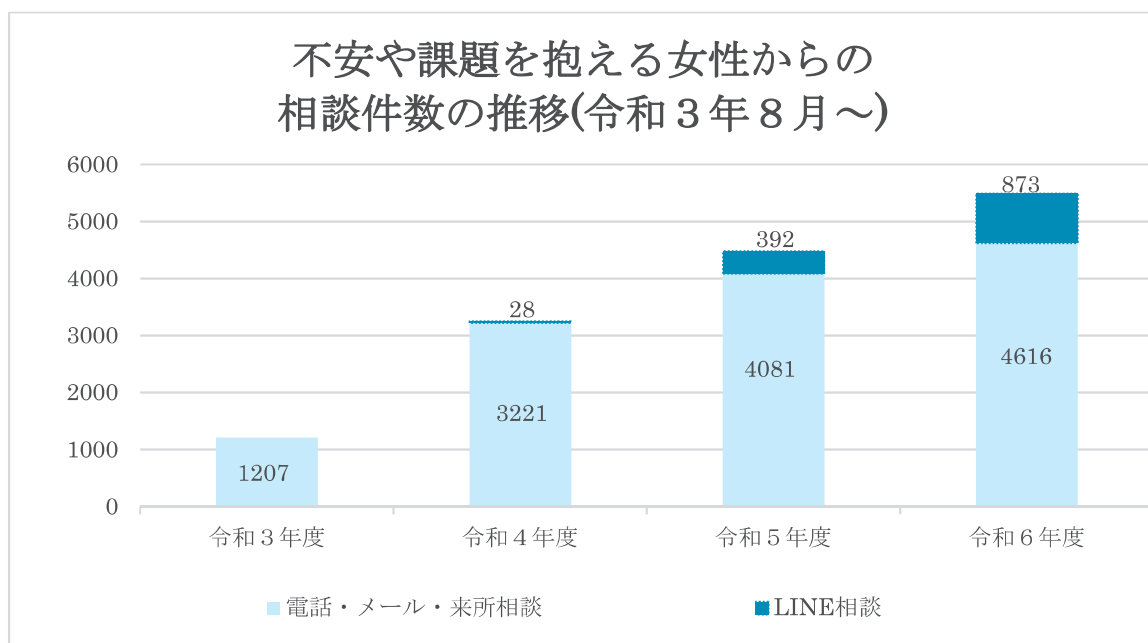
【提案内容】

提出先 内閣府

地域女性活躍推進交付金において、「つながりサポート型」の事業を継続するとともに、各地方自治体の財政状況によらず必要な事業が実施できるよう、**交付上限額の引上げ**を行うこと。

◆現状・課題

本県では、同交付金を活用し令和3年8月から不安や課題を抱える女性のための相談支援事業を実施している。令和6年度の相談件数も高く推移しており、継続して対応が必要な相談内容であることが多いため、継続して事業を実施する必要がある。



※相談件数は延べ件数

しかし、地域女性活躍推進交付金の「つながりサポート型」事業においては、補助対象経費の基準額が1,500万円（補助率3/4）となっているうえ、令和8年度以降の事業継続の見通しは示されていない。

◆実現による効果

国が本事業を継続するとともに、地域女性活躍推進交付金の交付上限額を引き上げることで、不安や課題を抱える女性の相談を受け付ける相談室における相談員の人員体制が拡充され、必要な支援の充実が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)